

新型コロナウイルス感染症に関する支援制度 (第3版)

日本共産党山口県議団がまとめた主な制度です。詳細は各問合せ先に連絡下さい(2020年5月15日現在)

住民向け

家計への支援

国 特別定額給付金 簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付

- 市町から世帯主に郵送される申請書に必要事項を記入し、本人確認書類、振込先口座の分かるものを同封して、市町に返送します。 ※マイナンバーカードでの電子申請も可能です。
- 受付開始、給付時期、問合せ先は下記に。

	受付開始	給付開始	問合せ先		受付開始	給付開始	問合せ先
下関市	5月末	6月下旬	083-250-7860	美祢市	5月中旬		0837-52-5228
宇部市	5月25日	5月下旬	0836-34-8455	周南市	5月下旬	6月中	0834-22-8839
山口市	5月20頃		083-902-0921	山陽小野田市	5月中旬		0836-82-1121
萩市	5月下旬		0838-21-5030	周防大島町	5月中旬		0820-74-1000
防府市	5月21日		0835-25-2543	和木町	5月中旬		0827-52-2136
下松市	5月13日	6月上旬	0833-45-1770	上関町			0820-62-0311
岩国市	5月下旬		0800-200-0975	田布施町	5月中旬		0820-25-1330
光市	5月18日	5月下旬	0833-74-3015	平生町	5月4日		0820-56-7221
長門市	5月中旬	5月下旬	0837-27-0224	阿武町	5月3日		08388-2-3113
柳井市	5月14日	5月下旬	0820-22-2130				

※各市町のホームページより

県 緊急小口資金の特例貸付 各市町社会福祉協議会

- 休業等により収入が減少し、緊急かつ一時的な生計の維持のための資金を必要とする世帯への貸付
貸付上限額は10万円(個人事業主等は20万円)、1年据置、2年以内償還、無利子・保証人不要
※償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯は償還免除できる場合もあります

市町 国民健康保険料(税)の減額・免除 詳しくは各市町の国民健康保険窓口 もしくは、右のQRコード参照

- 世帯の合計収入が前年比30%以上減少した場合、保険料を減額又は免除(合計所得1千万円以下)。
対象となる保険料は、納付期限が2/1～21/3/31までのもの
例＝前年合計所得266万円(給与収入400万円)の世帯で、今年30%以上、減収の場合は、
全額免除
例＝前年合計所得346万円(給与収入500万円)の世帯で、今年30%以上、減収の場合は、
8割減免(年間保険料50万円の場合は、40万円減額され、10万円に)
※主たる生計維持者の失業、事業等の廃止の場合は、合計所得額に関わらず、全額免除



宇部市 学校給食費の無償化事業 学校教育課・保健担当 0834-22-8543

- 公立小中学校の全児童・生徒の給食費を無償化(5/7～8/31)=予算措置約2.3億円

長門市 市民助け合い応援券発行事業 産業戦略課 0837-23-1138

- 市内の宿泊施設、飲食店などで利用できるクーポン券(5000円分)を全市民に配布



国 持続化給付金 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

●売上が前年比 50%以上減少した中小・個人事業者に対する給付金(法人上限 200 万円、個人上限 100 万円)

県 営業持続化等支援金 商政課商工企画班 083-933-3110
個人は住所地、法人は本店所在地の商工会議所、商工会

●県内で食事提供施設を営業する事業者(営業許可が飲食店、喫茶店)に対する支援金(1 事業者 10 万円)

下関市 飲食・宿泊事業者への経営支援給付金 経営支援給付金窓口 083-250-7273

●飲食・宿泊事業者に対する給付金(飲食・喫茶店 10 万円、ホテル・旅館 50 万円、簡易宿泊所 10 万円)

飲食業者の業態転換を支援する補助金 産業振興課 083-231-1220

●テイクアウト・デリバリーなど新たな業態へ転換する飲食業者の経費に対する補助金(要した費用の 2/3 を補助・1 事業者上限 20 万円)=2/27 に遡及して適用可

長門市 感染症対応支援補助金 戦略マネジメント班 0837-23-1177

●宅配サービスなど新たな経営形態への変更や職業訓練等の経費に対して補助(1 事業者 50 万円、他に連合体等)

宇部市 小売・飲食店等持続化支援金 新型コロナウイルス対策室 0836-34-8360

●小売、飲食サービス、生活関連サービス業者に対する支援金(1 店舗 15 万円、2 店舗以上 30 万円)

山陽小野田市 事業継続給付金(仮称) 商工労働課 0836-82-1150

●事業活動の維持・継続に取り組む中小企業、個人事業者に対する給付金(一律 20 万円)

萩市 中小企業者等チャレンジ支援 商工振興課 0838-25-3108

●事業活動の維持・継続のため、宅配サービスなど新たな取組のための経費への支援(最大 30 万円等)

事業継続給付金給付事業 商工振興課 0838-25-3108

●新型コロナウイルス関連の融資制度により借入れを受けて事業活動を継続しようとする中小企業者等に給付金を支給(融資による借入額の 10%・上限 50 万円)

美祢市 飲食業等家賃支援 商工労働課 0837-52-5224

●家賃の支払いのある飲食店、観光事業者に対する家賃補助(家賃の 2/3(上限 5 万円、3 カ月間)

経営継続支援 商工労働課 0837-52-5224

●飲食、宿泊事業者の経営持続化に対する支援(飲食事業者 20 万円、宿泊業は収容人員に応じて)

阿武町 事業継続緊急支援給付金 総合相談窓口 08388-2-3110

●売上高が前年同月比 30%以上減少、または休業に協力した事業者(個人 10 万円、法人 20 万円)

がんばる事業所応援補助金 商工振興課 0834-22-8373

●飲食事業者でテイクアウトやデリバリーを導入する事業者に補助(1 事業者 10 万円、複数加算有)